

固定資産現所有者・相続人代表者指定届について

1 相続人代表者・現所有者について

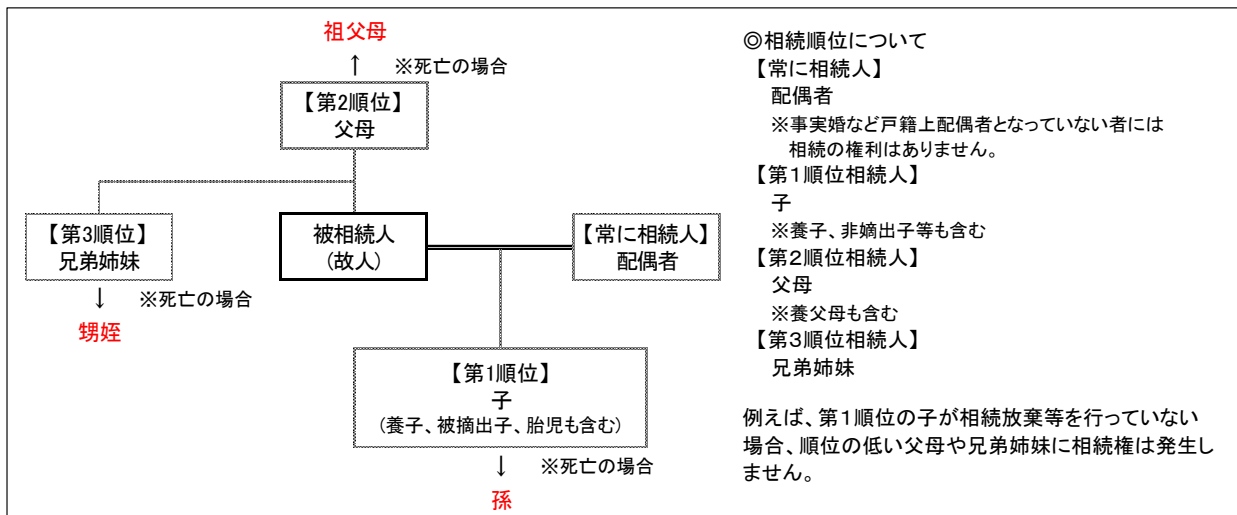
- (1) 固定資産税は、賦課期日である1月1日現在、登記簿、土地・家屋補充課税台帳に登記又は登録されている方に課税することになっています。
- (2) 賦課期日（1月1日）以後に登記又は登録されている所有者が亡くなった場合
被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類受領する代表者を相続人の中から指定します。【地方税法第9条の2第1項】→**相続人代表者**
- (3) 賦課期日（1月1日）以前に登記又は登録されている所有者が亡くなった場合
賦課期日現在においてその土地又は家屋を現に所有している方（一般的に相続人）が固定資産税の納税義務者となります。【地方税法第343条第2項及び第384条の3】→**現所有者**
 - 個人の場合、主として相続人が現に所有している方が該当します。相続人が複数名いる場合には、代表者を選んでいただくことになります。（遺産の分割が終了し、登記等が完了するまでは当該固定資産税は相続人全員の共有となります。その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務をおこうことになります。【地方税法第10条の2】
 - 「相続人（現所有者）の代表者」欄は、被相続人の固定資産税について相続権を有する方の中で代表になられる方を記入ください。なお、相続人（現所有者）代表を決定するにあたっては、相続権を有するすべての方とご協議のうえ決定してください。

2 添付書類について

次の①から⑤の項目に該当する場合は、次に掲げる書類を添付してください。

- ① 遺産分割協議書・遺言書などがある場合・・・（遺産分割協議書、又は遺言証書「更正証書」）
- ② 相続人の中に相続放棄した方がいる場合・・・（相続放棄申述受理証明書）
- ③ 相続人全員で相続の限定承認をされた場合・・・（相続の限定承認申述受理証明書）
- ④ 被相続人の生前に固定資産が売買されている場合・・・（売買契約書）
- ⑤ すでに固定資産が贈与されている場合・・・（贈与を証する書面）

3 ご注意いただきたい事項



- (1) 固定資産現所有者・相続人代表者指定届は、固定資産税の納税に関するものであり相続の確定や不動産の権利関係を定めるものではありません。
 - (2) **提出期限については、相続の事実を知った日の翌日から3ヶ月以内に提出をお願いします。**なお、相続登記をしない場合またはこの届出を提出しない場合は、町が相続人の中から相続代表者・現所有者を指定します。
 - (3) **不動産登記の所有名義を変更する場合は、新潟県地方税務局南魚沼支局への登記の申請が必要となります**ので、詳しくは法務局または専門家（司法書士等）にご相談ください。
なお、**未登記家屋の名義を変更する場合は、この届出とは別の届出が必要となります。**
- ※ 長年にわたり相続登記をせずに放っておきますと、円滑に登記を行えなくなる可能性もでてきますので、お早めに行うことをお勧めいたします。
- ※ **令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。** 正当な理由なく相続登記を行わない場合は10万円以下の過料が課される場合があります。なお、令和6年4月1日以前に相続が発生している不動産で相続登記がされていないものも義務化の対象となります。

4 固定資産税納税通知書の送付・納付について

- (1) 民法898条及び地方税法第10条の2の規定により相続権を有する全ての方が納税義務者となりますが、固定資産税納税通知書および納付書は相続人代表者の方に送付いたします。その他の方には、共有者用の納税通知書を送付いたします。
- (2) 相続人代表者から町税口座振替依頼が出されている場合、被相続人名義の固定資産税もあわせて引き落としになることがあります。